

平成22年11月宮崎県定例県議会
総務政策常任委員会会議録

平成22年11月19日

場 所 第2委員会室

平成22年11月19日（金曜日）

午前9時59分開会

会議に付託された議案等

- 議案第14号 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
- 議案第16号 議会の議員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例
- 県民政策及び行財政対策に関する調査

出席委員（9人）

委員 長	押川 修一郎
副委員 長	河野 哲也
委員	中村 幸一
委員	横田 照夫
委員	松村 悟郎
委員	井上 紀代子
委員	鳥飼 謙二
委員	前屋敷 恵美
委員	武井 俊輔

欠席委員（なし）

委員外議員（なし）

説明のため出席した者

総務部

総務部長	稲用 博美
総務部次長 （総務・職員担当）	四本 孝
総務部次長 （財務・市町村担当）	岡田 英治
部参事兼総務課長	緒方 文彦
人事課長	桑山 秀彦
財政課長	日隈 俊郎
市町村課長	茂 雄二

事務局職員出席者

総務課主幹	馬場 輝夫
議事課主査	大下 香

○押川委員長 ただいまから総務政策常任委員会を開会いたします。

まず、委員会の日程についてであります。お手元に配付いたしました日程案のとおりでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○押川委員長 それでは、そのように決定いたします。

執行部入室のため、暫時休憩いたします。

午前9時59分休憩

午前10時0分再開

○押川委員長 委員会を再開いたします。

本委員会に付託されました議案についての説明を求めます。

なお、委員の質疑は執行部の説明がすべて終了した後をお願いいたします。

○稲用総務部長 今回、御審議いただきます議案につきまして、お手元に配付しております総務政策常任委員会資料によりまして御説明いたします。

資料の1ページをお開きください。議案第14号「職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」についてであります。

これは、去る10月8日に行われました人事委員会勧告及び国家公務員の給与改定の状況等を踏まえ、平成22年度の公民較差に基づく県職員の給与改定等を行うため、所要の改正を行うものであります。

次に、資料の3ページをお開きください。議

案第16号「議会の議員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例」についてであります。

これは、国の特別職等の給与改定の状況等を踏まえ、県議会議員及び知事など特別職に係る期末手当の支給月数の改定を行うため、所要の改正を行うものであります。

これらの議案につきましては、本年12月に支給される期末手当及び勤勉手当に係る改定が含まれておりますことから、その額が確定する基準日の12月1日までに公布・施行する必要があります。このため、他の議案に先立ち議決をいただきたく御審議をお願いするものであります。

議案の詳細につきましては、人事課長から説明させます。

私のほうからは以上であります。

○桑山人事課長 それでは、議案の内容につきまして、お手元の委員会資料で御説明いたします。

委員会資料の1ページをごらんください。議案第14号「職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」についてでございます。

まず、1の改正理由についてであります。ことしの人事委員会勧告におきましては、本年4月の職員の給与が民間の給与を0.18%上回っているとの結果が報告されまして、この公民較差を解消するための給与改定が必要であると勧告されたところでございます。今回の改正は、この人事委員会勧告等を踏まえまして、職員の給与改定等を行うため、所要の改正を行うものでございます。

次に、2の改正内容についてでございますが、(1)の給料表につきましては、若年・中堅層及び病院の医師など医療職給料表(一)の適用を受ける職員を除きまして、平均でマイナス0.1%の改定を行うこととしております。

(2)の諸手当でございますが、①の期末手当及び勤勉手当につきましては、民間の支給状況を踏まえ、アの一般職員につきましては、本年12月期の期末手当の支給月数を1.5月から1.35月に、勤勉手当を0.7月から0.65月に、合計が2.2月から2.0月分としまして、年間では4.15月を3.95月と0.2月の減とするものでございます。また、23年度以降につきましては、6月期が期末手当1.225月、勤勉手当が0.675月、合わせまして1.9月になります。12月期が期末手当で1.375月、勤勉手当が0.675月、合計の2.05月となります。合わせまして、年間では4.15月が3.95月とすることとしております。イの特定管理職員、括弧書きにありますように、次長級以上の職員になりますけれども、本年12月期が期末・勤勉合わせまして2.2月が2.0月に、年間では4.15月が3.95月——一般職員と同じ月数でございます——となりまして、23年度以降は一番下の欄のとおりでございます。ウの再任用職員につきましては、本年12月期が期末・勤勉合わせまして1.2月が1.1月に、年間では2.2月が2.1月となります。エの大学学長につきましては、本年12月期が期末・勤勉を合わせまして1.65月が1.5月に、年間では3.1月が2.95月となります。なお、23年度以降はそれぞれ一番下の欄のとおりとなります。

次のページをお開きいただきたいと思います。②の獣医師に係る初任給調整手当についてでございます。ことしの人事委員会勧告におきまして、獣医師について、近年、人材確保が困難な状況になっていることから、他の地方公共団体の状況等も踏まえながら、獣医師に対する初任給調整手当の支給について検討していく必要があると報告されたところでございます。これを受けまして、獣医師に対する初任給調整手当を

新たに制度化することといたしまして、具体的には、採用の日から10年間は月額3万円を給料に上乗せする、11年目以降は、1年ごとに2万5,000円、2万円というふうに5,000円ずつ逡減した額を支給することとしまして、合わせて採用の日から15年間支給することとしております。なお、参考までに九州各県の現在の状況を申し上げますと、鹿児島県が今回、本県が制度化する内容と同様の制度となっております。また、福岡県が月額が2万5,000円で、毎年その10分の1に当たります2,500円ずつを減らしていきまして10年間の支給。大分県が月額3万円で、毎年3,000円ずつ減らしていきまして10年間の支給。沖縄県が月額8,000円となっております、毎年1,000円ずつ逡減しまして8年間。そういった支給をする制度を持っているところでございます。

次に、(3)の55歳を超える職員の給与減額についてでございます。55歳を超える職員で行政職給料表6級以上(本庁の課長級以上)に相当する給にある者につきましては、公務のほうが民間よりも高くなっているという理由から、給与を1%減額するよう人事委員会の勧告がなされておりまして、勧告どおり実施するものでございます。

次に、(4)の給与構造改革に伴う経過措置額の引き下げについてであります。平成18年4月に給与構造改革が行われましたが、その際、マイナス4.8%の給料表の引き下げに伴う経過措置といたしまして、17年度末の給料月額を保障する措置が設けられておりましたが、この経過措置額も公民較差の比較の対象となっておりますので、一般の職員で0.17%の引き下げを行うということにしております。

次に、(5)の調整措置についてであります。

公民較差に基づきます今回の給与改定を人勧どおり12月から実施するに当たりまして、本年4月から11月までの公民較差相当分につきましても、その解消を図るために、12月期の期末手当におきまして所要の調整を実施するものでございます。

次に、(6)の若年・中堅層職員に対する1号給調整でございます。平成18年度の給与構造改革におきまして、平成19年度から21年度までの昇給につきまして、国に準じまして、通常4号給の昇給を行うところ、その1号給を抑制しておりましたけれども、今回、国の人事院勧告におきまして、若年・中堅層において、公務よりも民間のほうが給与が高いといったような理由から、43歳未満の若年・中堅層職員の昇給を1号給回復するよう勧告がなされたところでございます。これを受けまして、県の人事委員会の勧告におきましても、国の人事院勧告で行うこととしている平成23年4月における若年・中堅層職員に対する1号給回復措置について、検討していく必要があるという報告がなされたことから、国に準じまして、こうした調整措置を本県においても実施するものであります。

最後に、3の施行期日であります。今回の給与改定には12月期の期末手当及び勤勉手当の引き下げ改定が含まれております。その基準日であります12月1日から施行することとしております。ただし、期末手当・勤勉手当の改正のうち、平成23年度以降に係る改正、獣医師の初任給調整手当、若年・中堅層職員に対する1号給調整の部分の改正につきましては、平成23年4月1日からとしているところでございます。

続きまして、資料の3ページをごらんいただきたいと思っております。議案第16号「議会の議員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例」

についてでございます。

まず、1の改正理由であります、議会の議員及び知事等の特別職の期末手当につきましては、これまでも国の特別職等に準じて改正をしてきたところでありまして、去る11月1日に国の特別職の期末手当の改正につきまして、一般職と同様に閣議決定がなされたことから、これを踏まえ、所要の改正を行うものでございます。

次に、2の改正内容についてであります。特別職に係る12月期の期末手当の支給月数は、現行が1.65月であります、これを1.5月としまして、現行の年間支給月数3.1月が2.95月と0.15月の減というふうになります。23年度以降につきましては、一番下の欄のとおりとなります。

次に、3の改正を要する条例であります、県議会の議員や知事など3に記載しております6つの条例につきまして、改正を行うものでございます。

最後に、4の施行期日についてであります、先ほどの一般職の職員と同様、12月期の期末手当の基準日である12月1日から施行することとしております。ただし、23年度以降に係る改正につきましては、23年4月1日ということにしております。

説明は以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○押川委員長 執行部の説明が終了いたしました。議案について質疑はありませんでしょうか。

○武井委員 何点か伺いますが、今回、議案第14号及び16号の改正を行うことによる県全体での財政改善効果というのは幾らぐらいになるのか、お聞かせください。

○桑山人事課長 一般会計におきまして、給料、諸手当で約15億円、それに共済費を含めると約18億円の削減というふうに見込んでおります。

○武井委員 教育委員会は教育委員会で別になるんでしょうけれども、教育委員会でも学校の先生は同じような対応をしているという理解でよろしいんでしょうか。

○桑山人事課長 学校の先生は、県立学校は当然含まれますし、義務教育の関係も県のほうで負担しておりますので、ただいま申し上げた中に数字として含まれております。

○武井委員 わかりました。

次に移ります。2ページの(6)の若年・中堅層に関する調整の件なんですけれども、国に依じてということなんですけれども、先ほどの説明の中で、若年・中堅層について、今、民間よりも安い状態にあるというような説明があったんですけれども、全国的に見たらどうかわかりませんが、宮崎県の中の民間企業等の世上の情勢を見ますと、到底そうは思えないんですけれども、それはどういう根拠で、どういう中身で、今、民間よりも公務員の方が安いというふうなことになっているのか、詳細にお聞かせください。

○桑山人事課長 その点につきましては、人事委員会のほうで県内の企業規模あるいは事業所規模が50人以上の民間を調査いたしまして、全体で120余りでしょうか、そういった企業の給与を分析して公務員の給与と比較されているところでございます。その中で、国においてそういう傾向、県においてもそういう傾向であると人事委員会のほうで認識されているものというふうに思っております。

○武井委員 民間が幾らで県が幾らだから安い高いというのを金額でお聞かせいただきたいんですが。

○桑山人事課長 金額につきましては、人事委員会が調査を行いますので、私どもはそこまで

詳細なものは持っておりません。

それから、若年・中堅層の関係につきましては、ただいま御質問のありました（６）の１号給引き上げということですが、先ほど申し上げた平成18年の給与構造改革の中で、国におきましては4.8%の給料の減額をする、一方で地域手当、大都市を中心に手当をつけるんですが、国におきましては、全体の給与の原資の中で給料を引き下げる、その原資を利用して地域手当等の新しい手当を設けるということでやりました。その中で、現給保障と申し上げましたが、4.8%引き下げるけれども、17年度末現在の給料は保障しようと。その保障する分があります関係で、原資がなかなか出ないために、職員全体の昇給を４回にわたって１号給ずつ抑制をしてきたんですね。今回、国のほうでは、その経過措置の現給保障している分が徐々に解消されてきてまして、そこに新たな原資が出てきたものですから、若い職員のところは民間よりも低い傾向が見られるので、その原資を若いところから配分していきまして、43歳に満たないところまでその原資を使って、過去抑制してきた昇給分の１号給分を回復しようとした、そういうことでやっておりまして、県の人事委員会のほうでは、そうした国の措置を踏まえまして、本県では、抑制はしましたけれども、地域手当、いわゆる大都市に見られるようなものは本県ではありませんけれども、国に準じて抑制しておりましたので、やはり国に準じて、今回、43歳までを対象に１号給の回復措置をするという判断をしているところでございます。

○武井委員 よくわからないんですけども、国も43歳というのを決めているというようなことなのか、そういうことなんだろうと思うんですけども、さっきの民間と公務員の給料の金

額の違いですが、金額はわからないというのは到底納得いかないんですけども、当然、人事委員会とその辺は情報共有した上でこういう議案を出されているんじゃないかと思うんですが。

○桑山人事課長 私どもがいただいております人事委員会の勧告報告書の中を見てみますと、一つの例でございますが、人事委員会の22年の調査によれば、新卒の初任給が、大卒の場合、19万8,000円余りとなっております。これにつきまして、県の場合の大卒の初任給が17万2,200円というふうになっておりますので、採用の時点におきましても、民間との格差がこういった形で出ているというところでございます。

○武井委員 確認しますが、私も宮崎県の企業で働いたことがあるんですけども、宮崎県の主要企業の初任給の平均が19万8,000円だということではないですか。

○桑山人事課長 人事委員会では、調査対象事業所といたしまして、企業規模が50人以上で、かつ事業所規模が50人以上の県内の民間事業所ということで調査をしております、その結果、こういった数字が得られたものというふうに思っております。

○武井委員 あとは人事委員会に聞かないとわからないですね。わかりました。

最後にしますけれども、16号の特別職も含めていろいろ削減があるんですけども、再三、私も議会で申し上げているんですけども、いわゆる行政委員の報酬というのは、一回、5%削減しているところもあるようですけれども、それ以降、これだけ職員とか特別職とかずっと下げているわけですけども、その後、一向に月額報酬の見直しはおろか、月額改定すらされていないというのは非常に疑問を感じるんですが、その辺については、月額報酬の見直し以前にま

ず取り組まれるべきことがあるんじゃないかと思いますが、見解を求めます。

○桑山人事課長 行政委員の報酬の見直しに関する件につきましては、武井委員のほうからも本会議におきまして御質問を受けて、私どもとしても検討するというご回答しているかと思えます。そういう状況の中で、人事課のほうでも、他県の状況等を調査しながら、そのあり方について現在、検討をしております。他県におきましては、すべて日額というふうに変えるところもありますし、一部月額、一部日額で日数に応じて支給する、あるいは委員によって日額の委員と月額の委員を分けるとか、いろいろなパターンがあるようでございます。そういったものを調べながら、また、県で持っている行政委員の皆様の御意見とか、そういったものを踏まえながら、検討の上、おっしゃるような見直しを今後行っていきたいというふうに思っております。

○武井委員 もちろんそれは議会でも答弁がありましたし、当然、そういう方向であろうと思うんですけども、非常に時間もかかる話で、動きを見ているといつになるかもわからないんですけども、毎年、少しずつ下げているわけなんですけれども、抜本的な見直しはそれとして、とりあえずあと5%カットするとか、何かそういったような改定というのはできないのかということをお伺いしたんです。こうやってほかのものは下げているわけじゃないですか。

○桑山人事課長 特別職の報酬の関係で申し上げますと、知事等の特別職の報酬自体、今回は期末手当につきまして月数の引き下げという形をお願いしておりますが、報酬そのものにつきましては、一般職の給与の上下の状況、上がったりと下がったりしますが、その率の状況等を見

ながら、知事が必要と認めるときには特別職等報酬審議会に諮りまして、特別職の報酬自体の金額の増減を条例案としてお諮りするということになります。行政委員の報酬につきましても、そういった特別職の状況に応じて、その報酬については変動があり得るということでございますので、御理解いただきたいと思えます。

○武井委員 引き続き検討をお願いしたいと思います。以上です。

○押川委員長 ほかにございませんか。

○前屋敷委員 改定といいますか、人事院勧告に基づくことなんですけれども、今、国も審議中ですね。国会は衆議院は予算案が通って、今、参議院に移っていますけれども、国より先に県が決定するということになるんじゃないんですか。それはどうなんでしょうね。

○桑山人事課長 今、委員のおっしゃいましたように、国におきましては、昨日、衆議院で可決されて参議院に送付されているというふうに伺っております。確かに、そういう国の状況はあるわけですが、国からは、閣議決定の段階で、各自治体に対しまして、国に準じた取り扱い、見直しについての通知等もいただいているところであります。人事委員会勧告が出された中にありますのは、やはりこのような見直しをせざるを得ないものというふうに思っております。

○前屋敷委員 今、御説明いただいた給与引き下げによる影響については、県全体では一般会計で15億円、共済も合わせると18億円の影響が出るということですが、かなりの額ですね。職員1人当たり直しますとどの程度になりますか。

○桑山人事課長 平均で申し上げますと、約8万5,000円ということになります。

○前屋敷委員 実は昨年は1人平均13万円だっ

たんですね。この間を見ていると、約10年間ずっと引き下げ続けられて、中には据え置きという年も何年かありますけれども、ほとんどマイナス、マイナスという状況になって、民間に合わせるということなんですけれども、今の特にデフレの経済状況の中で、どんどん低いほうに合わせていきながらということは、地域経済に及ぼす影響などはどのように、県としての見解を。

○桑山人事課長 おっしゃいますように、県職員で考えますと、公営企業を含めると1万6,000人を超えるような職員がおりますので、給与、ボーナスの引き下げが続くということによりまして、確かに、消費という部分におきまして、影響が出ることは否めないのかなと思いますけれども、私どもの給与が民間の税金で賄われているという状況からしますと、やはり民間準拠、国に準ずるというスタンスに立って、人事委員会勧告で出されたものについては、それを尊重して対応せざるを得ないものというふうに思っております。

○前屋敷委員 民間較差で0.18%ということだったんですけれども、先ほどの御答弁の中で、50人以上の事業所を対象に調査をされたと言われましたが、何社ぐらいを対象に調査をされた結果で0.18%が出てきたんですか。

○桑山人事課長 最終的には、*119社から回答を得て比較がなされたというふうに聞いております。

○前屋敷委員 119社というのは全体の何割ぐらいですか。

○桑山人事課長 済みません。ちょっと間違ってもございました。企業規模50人以上かつ事業所規模50人以上の民間事業者が327ございまして、そのうち、最終的に118事業所からデータを得ま

して、分析がなされております。

○前屋敷委員 県が人事委員会勧告どおりに給与を引き下げる。県内のほかの自治体あたりは、押しなべて、すべての自治体で引き下げをされるんですか。

○茂市町村課長 お答えいたします。県内市町村の改定状況をお聞きしたところでございます。11月18日現在でございますが、26市町村中、24団体が給与改定の決定もしくは決定予定であるとの回答を得ております。なお、その他の2団体につきましても、給与改定に向けた準備を鋭意進めている状況でございます。その改定状況を総括いたしますと、国家公務員や県職員の給与改定に準じまして、給料表の引き下げ改定、期末勤勉手当の支給月数の抑制を行うことといたしまして、今月中に各議会に対し条例改正案を提出する予定でございます。なお、議員等の特別職の期末手当につきましても、各団体、国、県と同様に、支給月数を抑する予定となっておりますところでございます。以上でございます。

○前屋敷委員 これは余談かもしれませんが、全国的には、それぞれの自治体で判断をして実施しないというようなところが、過去にはあったのでしょうか。地域に及ぼす影響だとか、県民の暮らしに及ぼす影響が大きいということをかんがみて、実施しなかったというところはないですか。

○茂市町村課長 全国の状況につきましては、詳細は把握しておりませんが、そういう団体も一部あったかと思えます。ちなみに、本県でも、去年は、一部特別職についてでございますけれども、3団体ほど改定しなかったというところはございます。以上でございます。

○前屋敷委員 今の状況で給与引き下げという

※このページ左段に訂正発言あり

のは、全県下に及ぼす影響は物すごく大きいと思うんです。一定、公務員そのものの給与は恵まれているといいますけれども、本来ならば、企業にも一定の指導もしながら、国の主導などで民間給与を引き上げるための努力もするべきところだと思うんですね。ところが、逆にデフレスパイラルが非常に深まっていくという状況の中では、自治体としても検討が必要じゃないかなと私自身は思っているところですから、一応意見だけ。終わります。

○押川委員長 ほかにございませんか。

○鳥飼委員 行政委員の話が出ましたから、一言申し上げておきたいと思えますけれども、各種行政委員、それなりの業務をやっておられて、場合によっては大変な決定をしなくちゃならない場合もありますし、これは本県ではありませんけれども、例えば、土地収用委員になり手がないというような事例もあったというふうに記憶しておりますので、やはりそれなりの処遇はしっかりやっていくべきではないかなということをお私としては申し添えておきたいと思えます。

それと同時に、これは直接関係ないんですけども、例えば、県職員が県外に出張したとき、出張旅費で賄えないという事例をよく聞きますし、宿泊証明書というものをとってくるというふうになっているんですけども、復命書はもちろん出すわけです。それの上に宿泊証明書をとるとするのは、任命権者は職員を信用していないのかというような、職員の士気にかかわるような問題も散見しますので、きょうは答弁は要りませんが、そんな問題意識を持っておりますので、申し添えておきます。

頭の整理で確認しておきたいんですが、獣医師のところですけども、獣医師さんの初任給

調整手当を月額3万円からということで、現行はどんなふうになっているんですか。

○桑山人事課長 現行につきましては、獣医師に関しては初任給調整手当の支給はなされておられません、本県では、病院の医師に対してのみ、こういった手当が支給されております。

○鳥飼委員 他県の例とかいろいろ言われておりましたけれども、他県でも来年度から始めるということになるんですか。

○桑山人事課長 冒頭の御説明で申し上げましたが、福岡、大分、鹿児島、沖縄につきましては、現行に既に制度がございまして、鹿児島が3万円ということで、本県が今回提案しております額と同額、年数も15年ということで最も大きな手当になっております。今申し上げた以外の県につきましては、現在、ないわけですが、いずれの九州各県におきましても、ことしの人事委員会の報告の中で、そういった人材確保難という状況を踏まえまして、こういった手当の創設をするべきじゃないかという意見が出されておりますので、各県状況は把握しておりますが、恐らく、新年度になりました場合には、各県において制度の創設、あるいは額の引き上げ等の拡充が行われていくものというふうに思っております。

○鳥飼委員 最後にしたいと思いますけれども、とりわけ、ことしは口蹄疫という大災害がございまして、獣医師の確保がいかにか大事かということが再確認といえますか、痛いほどわかったと思うんですけども、これまでも獣医師の確保については、農政の委員会とかで私も所属したときはいろいろと申し上げてまいりましたが、これでオーケーということではなくて、獣医師をしっかりと確保していくということで、また人事課のほうにおいても、いろんなところ

で研究・検討なり、鋭意努力をしていただきた
いということをお願いしておきたいと思ひます。

○押川委員長 ほかにございせんか。

○前屋敷委員 先ほど、県職による一般会計と
共済を合せての影響額を聞きましたが、全市
町村が実施した場合に、全体ではどの程度の影響
になるのか。

○茂市町村課長 お答えいたします。県内市町
村全体で、特別職、一般職を含めた総額でござ
いますけれども、一定の試算によりますと、9
億5,000万程度になろうかと考えております。こ
れは現時点で御報告いただいた数字をもとに推
計したものでございします。以上でございします。

○押川委員長 よろしいですか。それでは、意
見もございせんから、以上をもちまして総務
部の審査を終了いたしたいと思ひます。執行部
の皆さん、御苦勞さまでございしました。

暫時休憩いたします。

午前10時36分休憩

午前10時38分再開

○押川委員長 委員会を再開いたします。

まず、採決についてであります、これより
行いたいと思ひますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○押川委員長 それでは、そのように決定いた
します。

議案の採決を行います。

まず、議案第14号について、原案のとおり可
決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○押川委員長 挙手多数、よって、議案第14号
については、可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第16号について、原案のとおり可

決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○押川委員長 挙手全員、よって、議案第16号
については、可決すべきものと決定いたしました。

委員長報告骨子（案）についてであります。
委員長報告につきまして、特に要望等があれば
お聞きしたいと思ひます。

暫時休憩いたします。

午前10時40分休憩

午前10時41分再開

○押川委員長 委員会を再開いたします。

委員長報告につきましては、正副委員長に御
一任いただくことで御異議ございせんではし
ょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○押川委員長 それでは、そのようにいたしま
す。

そのほか、何かございせんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○押川委員長 何もないようでありますから、
以上をもちまして委員会を終了いたします。

午前10時41分閉会